

令和4年度寒河江市つのだ地域コミュニティ活性化応援事業補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、市内の住民で構成される団体（以下「住民グループ」という。）が行う地域の住民同士の交流を促進し、人と人との<sup>きずな</sup>絆を深めること等を目的とする事業に対し、つのだ地域コミュニティ活性化推進基金を活用し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の住民同士の交流を促進し、人と人との<sup>きずな</sup>絆を深めること等を目的とし、市長が適当であると認める事業とする。

- 2 補助対象事業は、補助金の交付決定の日から令和5年3月末日までに実施される事業とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかの事業に該当するときは、この要綱による補助対象事業としないものとする。
  - (1) 国、県又は市の他の補助金等の交付を受けている事業又は補助対象となる予定の事業
  - (2) 過去に市の他の補助金等の交付を受けた事業
  - (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠くと市長が判断する事業
  - (4) 施設の維持管理等を主たる目的とする事業
  - (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業

- (6) 学校部活動、スポーツクラブ活動その他これらに準ずる団体等の活動を主たる目的とする事業
- (7) 職場、仕事上の関係者等の親睦を目的とする事業
- (8) その他補助することが適当でないと市長が認める事業  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する住民グループとする。

- (1) 市内に住所を有する別世帯の18歳以上の住民5人以上で構成すること。
- (2) 家族のみや親戚同士が過半数を占めるものでないこと。
- (2) 自治会及び町会組織でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当するものでないこと。

ア 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするグループ

イ 構成員に暴力団及びその関係者がいるグループ

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 1万円を超える備品購入代
- (2) 住民グループ構成員及びその家族のための飲食代、謝礼及び賃金
- (3) 金券等換金性の高いもの
- (4) 1個当たり500円を超える賞品代
- (5) 合計5,000円を超える賞品代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の目的から不適切と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の方法で算出された金額の内、最も低い額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を

切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費から補助事業による収入を除いた額
- (2) 5,000円に構成員の人数を乗じて得た額。ただし、当該構成員が複数の補助対象者の構成員となっている場合は、同一年度においていずれかの住民グループ1回のみを対象とする。
- (3) 5万円

2 前項第1号の補助事業による収入とは、補助対象事業の実施により得る参加料及び印刷物等物品の頒布による収入とする。

(補助金等交付申請書)

第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 構成員名簿（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第7条 市長は、補助対象事業実施計画の審査及び事業費内容等の査定において、計画の修正等が必要であると判断する場合には、申請者とこれを協議し、事業実施計画の修正等を経て、交付決定することができる。

(補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体又は施行箇所若しくは設置場所の変更
- (3) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の増減が1万円を超える変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない

（遂行状況）

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事業遂行状況調書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第10条 規則第14条の規定にかかわらず、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の成果概要（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 構成員名簿（様式第3号）（申請時以降、構成員に変更があったときのみ添付）
- (4) 補助事業の実施内容等を確認できる書類（契約書、請求書及び領収書の写し、活動状況を確認できる書類、写真（構成員集合写真を含む。）及び成果品等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金を交付した住民グループに対し、報告会等での発表を求めることができる。

（帳簿等の保管）

第11条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(公表)

第12条 全ての補助対象事業に係る実績報告の概要等については、寒河江市のホームページに掲載し、広く市内外に公表するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月 日から施行する。